

## 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の皆様へ Ver. 4

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策について、最寄りの窓口へ相談することができます。お困りごとがある事業者の皆様はお早めにご相談ください。

### 1 資金繰りにお困りの場合

〔・売上が下がり、当面の間の運転資金を確保したい  
・既存借入金の返済を猶予してほしい 等〕

- (1) 融資をはじめ、資金繰り支援制度について相談したい方は、お早めに金融機関または、大洲市商工業課、大洲商工会議所、長浜町商工会、川上商工会、愛媛県信用保証協会へご相談ください。

問い合わせ：金融機関：伊予銀行大洲支店 (0893-24-3124)、伊予銀行長浜支店 (0893-52-1311)  
愛媛銀行大洲支店 (0893-24-2141)、愛媛銀行長浜支店 (0893-52-2111)  
愛媛信用金庫大洲支店 (0893-24-3151)、香川銀行大洲支店 (0893-24-2181)

その他機関：大洲市商工産業課 (0893-24-1722)、大洲商工会議所 (0893-24-4111)  
長浜町商工会 (0893-52-0312)、川上商工会 (0893-34-2531)  
愛媛県信用保証協会八幡浜支所 (0894-22-2003)

- (2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(当初3年間実質無利子・無担保)、特別利子補給制度等の日本政策金融公庫融資制度を活用したい場合

問い合わせ：日本政策金融公庫松山支店 国民生活事業 (089-941-6148)  
中小企業事業 (089-943-1231)

- (3) 愛媛県の「新型コロナウイルス感染症対策資金」を令和2年5月17日までに借りられ方は大洲市に利子補給の申請をしてください。借入日から3年間の払われた利息を大洲市が補給します。  
※令和2年5月18日以降に借りられた方は、利子補給方法の変更により、大洲市への補給申請は不要です。

問い合わせ：大洲市商工産業課

### 2 解雇、休業、雇用調整助成金等の労働に関するお困りごとがある場合

- (1) 愛媛労働局の「総合労働相談コーナー」にご相談ください。

問い合わせ：愛媛労働局 雇用環境・均等室内総合労働相談コーナー (089-935-5208)

- (2) 雇用調整助成金については、最寄りのハローワークにご相談ください。

問い合わせ：ハローワーク大洲 (0893-24-3191)

### 3 事業所内の感染疑いや予防法等を聞きたい場合

- (1) 事業所内に、発熱等の症状がある方がいる場合は、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談していただき、相談先の案内に従って受診してください。かかりつけ医を持たない場合や相談先に迷う場合等は、下記の受診相談センターに相談してください。

問い合わせ：受診相談センター (089-909-3483)

- (2) 予防法など新型コロナウイルスに関する一般的なご質問やご相談は、新型コロナウイルス一般相談窓口にご相談ください。

問い合わせ：新型コロナウイルス一般相談窓口 (089-909-3468)

2 ページ目もご覧ください。

#### 4 各種給付金・補助金等の支援制度を受けたい場合

大洲市ホームページの「新型コロナウイルス感染症対策支援制度一覧（事業者向け）」に掲載されている支援制度ごとの相談窓口にご相談ください。

「新型コロナウイルス感染症対策支援制度一覧（事業者向け）」のページへは以下よりアクセスください。  
「大洲市ホームページトップページ → 支援制度 → 事業者の方」

大洲市ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策支援制度一覧（事業者向け）」の

QRコードはこちら→

